

## 「平成 20 年度の経済見通し」

盛岡財務事務所

所 長 加 藤 辰 也



白銀の世界の中で迎えた 2008 年、原油価格の高騰や、穀物価格の高騰が要因の食料品等の値上げもあり、生産現場にとっても、消費者にとっても不安要素の多い幕開けとなった。

平成 18 年事業所・企業統計調査によると、岩手県の企業数は 13,207 社、うち資本金 1 億円未満の企業が 13,027 社と、98.6%を占める。平成 13 年と比較すると全体では 814 社減少し、うち 810 社が資本金 1 億円未満の企業である。当事務所の法人企業景気予測調査における経常利益は、平成 16～18 年度までは減益、19 年度見込みは増益となっているものの、平成 20 年 1 - 3 月期調査では、原油・原材料価格の高騰等により、下方修正が予想される。また、厚生労働省の毎月勤労統計調査（5 人以上規模）によると、岩手県の実質賃金指数（現金支給総額）は平成 15～18 年と 4 年連続で減少している状況である。大企業は 2008 年 3 月期連結決算に於いて、経常利益は 5 年連続過去最高を更新する見通しとなっているが、全国的にも、雇用者所得には繋がっていないのが現状である。

昨年来、「自立と共生」「地域活性化」「安全・安心」等の言葉がキーワードとして諸々の場で使われている。我が国の財政事情はのっぴきならないところまで来ており、一般歳出は、年々増加する社会保障関係経費の圧迫を受け、極めて弾力性の乏しい状況にあるが、これらのキーワードは、国としての指針を示すものであり、予算歳出の中にあっても重点的配分がなされている。

最近、「役所は当てにならない。これからは、自分たちで何とかしなければ・・・」といった声を耳にするようになった。「役所は当てにならない」といった言葉を聞くのは寂しくもあるが、と同時に、企業や地域住民の、変化に立ち向かう逞しさを感じることも出来る。

企業活動を取り巻く環境は厳しく、収益性の悪化も懸念されるが、企業の底力を試される時でもある。ものづくりの下地がある岩手県の特性を活かし、既存技術を高め、究めることで、世界に向けた企業として進むことは可能となり、個々の企業が、ユーザーの価値観を探り、既存製品（商品）の枠組みの中での差別化や高付加価値化を図りつつ、先を見据え、新たな活路を見出すことが発展のポイントであろう。中小企業の本質は柔軟性と機動力にある。新しいキーワードには将来を示唆する内容が含まれている訳であり、変化する社会の中で、中小企業の利点を活かしながらビジネスチャンスをしっかり掴み、対応していただくことに期待するものである。

## 平成 19 年度 中小企業の労働事情実態調査概要まとまる

地方経済は未だ景気回復を強く実感できる状況ではありませんが、このような中において、県内の中小企業における労働環境を的確に把握し、国等の適正な中小企業労働対策及び支援方針の策定に反映させるため、この度、「岩手県における平成 19 年度中小企業労働事情実態調査」を実施しましたので、その結果の概要を報告します。

なお、今回は、調査項目の中から「経営」、「従業員の労働時間」、「従業員の過不足状況」、「最低賃金引き上げの影響」、「新規学卒者の採用計画・初任給」、「賃金改定」の主要部分について報告します。

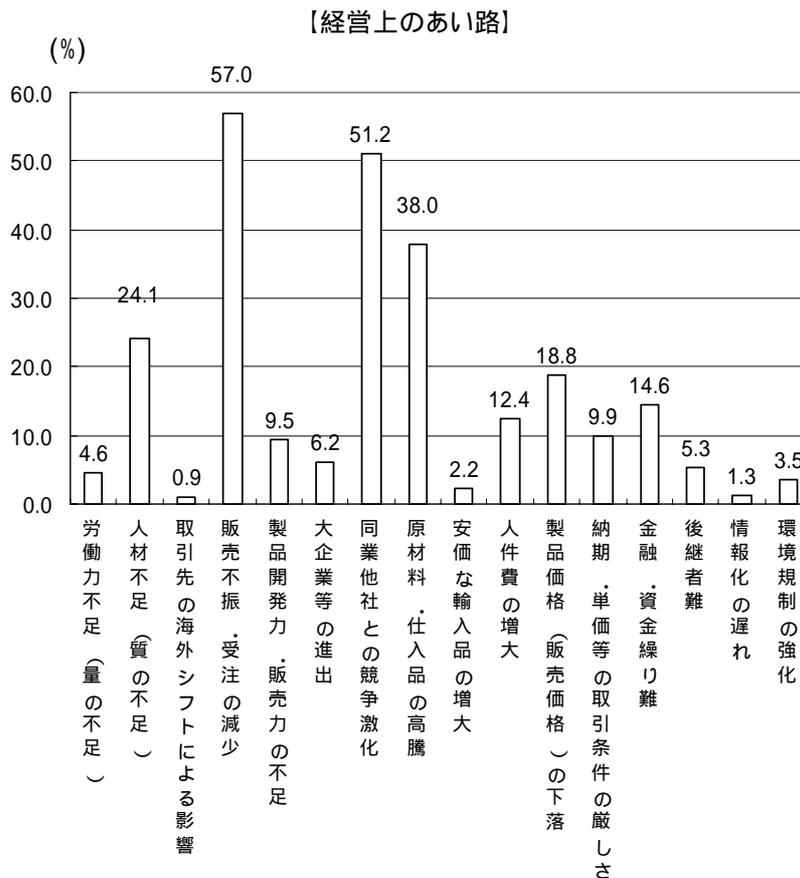
### 1, 回答事業所の内訳

調査対象事業所 1,000 事業所のうち、回答のあったのは 459 事業所で、製造業 200 事業所、非製造業 259 事業所であった。

調査対象事業所数	回答事業所数	回 答 率
1,000	459	45.9%

### 2, 経営上のあい路

経営上のあい路をみると、昨年度に引き続き「販売不振・受注の減少」の 57.0%と「同業他社との競争激化」の 51.2%が圧倒的に多い。なお「原材料・仕入品の高騰」は昨年度の 27.7%から 10.3 ポイント上昇し、38.0%となっている。(3 項目以内複数回答)



### 3, 従業員の労働時間

#### 週所定労働時間

週所定労働時間は「40 時間」が 40.7%と最も多く、「38 時間超 40 時間未満」が 35.1%、「38 時間以下」の 7.9%と合わせて週 40 時間制をクリアしている事業所は全体の 83.7%となる。業種別に「40 時間以下」の比

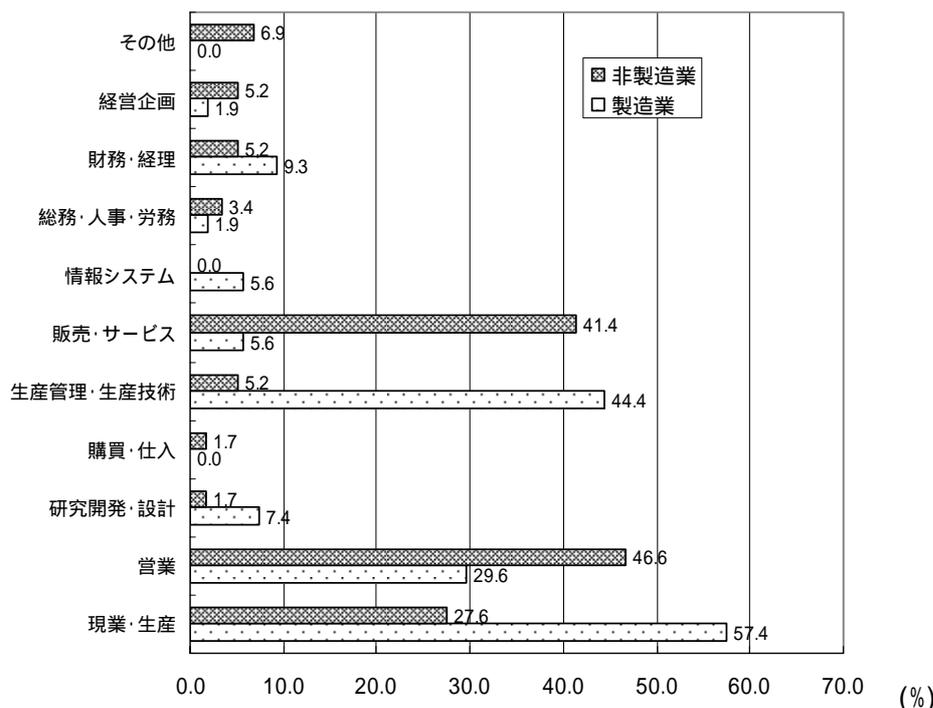
率をみると、「印刷・同関連」(96.0%)、「設備工事業」(94.7%)、「窯業・土石」「自動車整備」(91.7%)の順となっている。

#### 4, 従業員の過不足状況

##### 特に不足している職種・部門

従業員が特に不足している職種・部門としては、製造業では「現業・生産」が57.4%と半数以上が回答している。次いで「生産管理・生産技術」、「営業」の順となっている。非製造業では「営業」が最も多く、次いで「販売・サービス」、「現業・生産」となっている。製造業と非製造業で不足職種・部門に違いがあるのは当然であるが、全体として「総務」系業務を司る職種・部門では不足感が少なかった。

【不足の職種・部門】

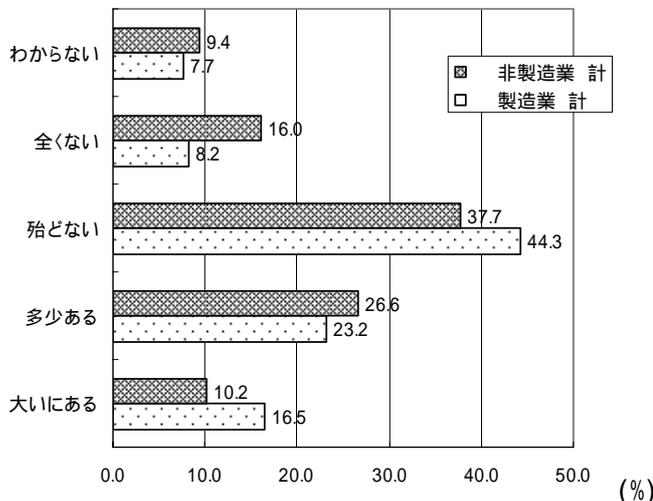


#### 5, 最低賃金引き上げの影響

##### 経営上の影響

最低賃金が引き上げられた場合の経営上の影響としては、全体としては「殆どない」の回答が多かった。製造業では、「大いにある」の回答が非製造業の回答に比べて多かったのに対し、非製造業では「全くない」の回答が製造業より多かった。

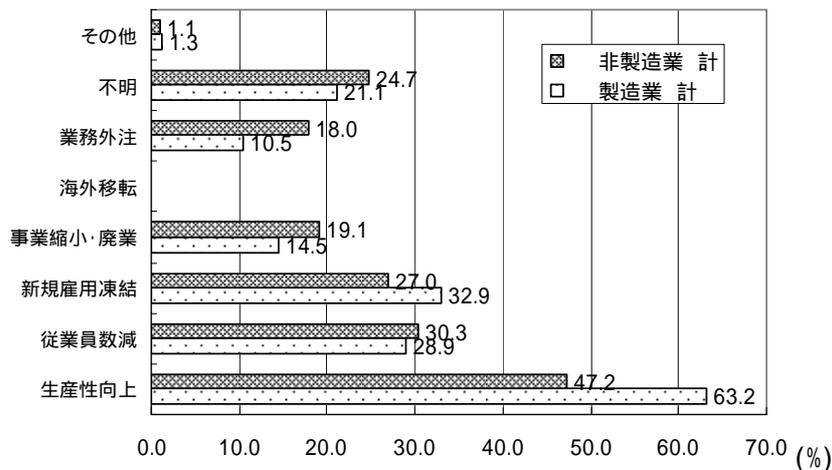
【最賃引上の影響】



## 影響への対応

影響への対応としては、製造業・非製造業とも「生産性向上」が最も多く、次いで「新規雇用凍結」「従業員数減」となっている。

【影響への対応】

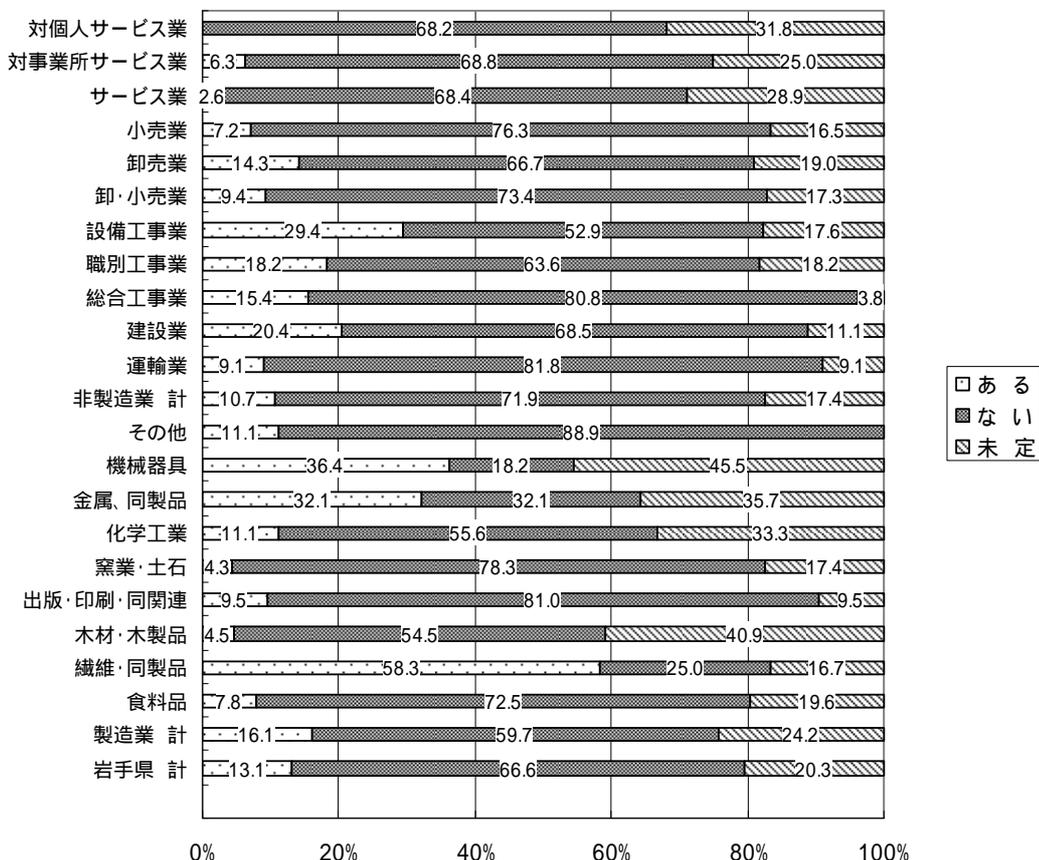


## 6. 新規学卒者の採用計画・初任給

### 採用計画

平成 20 年 3 月の新規学卒者について、岩手県全体で「採用計画がある」と回答した事業所は、昨年度より 1.0 ポイント増加の 13.1%であり、また「採用計画がない」事業所は、昨年度より 0.8 ポイント減少の 66.6%となった。業種別では「繊維・同製品」「機械器具」「金属、同製品」で「採用計画がある」の回答が高かったのに対し、「運輸業」「出版・印刷・同関連」「総合工事業」では「採用計画がない」が 8 割以上の回答であった。業種によってバラツキもあるが、全体的には採用計画がないという回答が多かった。

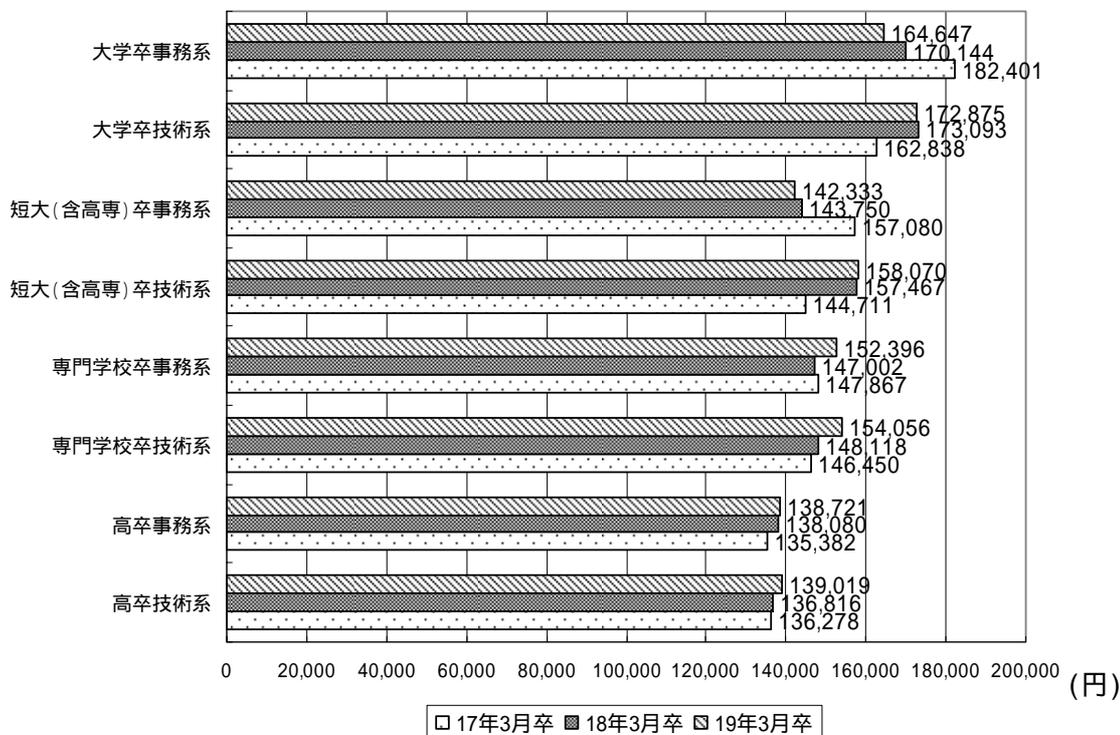
【採用計画】



## 初任給

平成19年3月卒の新規学卒者初任給は、「専門学校卒事務系」「専門学校卒技術系」「高卒技術系」が昨年を上回ったものの、「大学卒事務系」及び「短大(含高専)卒事務系」は昨年を下回った。「大学卒技術系」「短大(含高専)技術系」「高卒事務系」は、ほぼ据え置きとなった。全体として専門学校卒が昨年を5,000円近く上回り、大卒事務系、短大(含高専)卒事務系では昨年を下回るといった結果となった。

【新規学卒者の初任給】

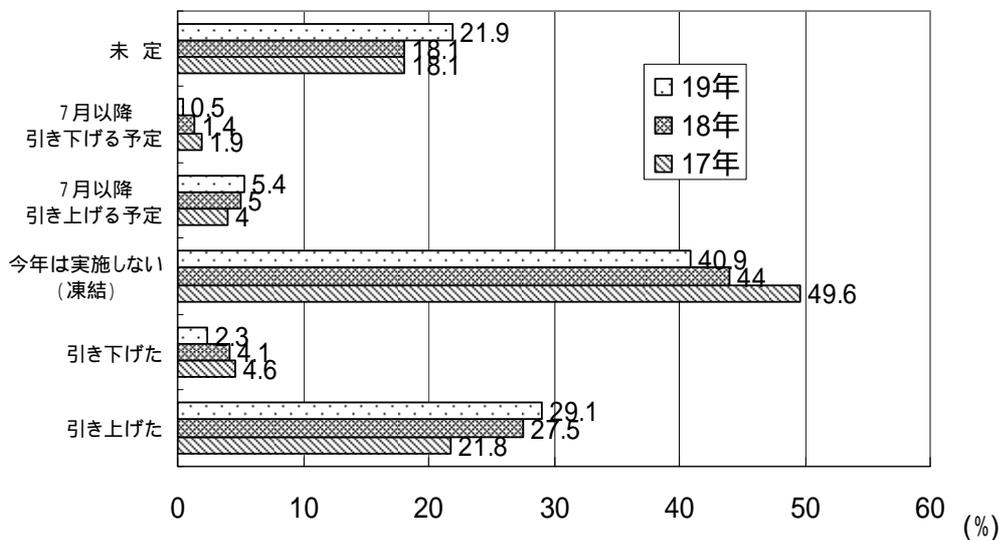


## 7. 賃金改定の実施

### 賃金改定

平成19年1月1日から7月1日までの間の賃金改定の実施状況を見ると、「今年は実施しない(凍結)」とした事業所が40.9%と最も多かった。次いで「引き上げた」の回答が昨年と比べて1.6ポイントアップの29.1%となっている。

【賃金改定】





### 「中小企業生産性向上プロジェクト」のご紹介

景気が回復する中においても地域・中小企業は厳しい環境に置かれています。

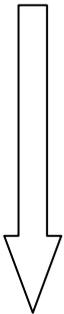
我が国経済の持続的成長を実現するためには、経済基盤を形成している中小企業の成長に向け、その生産性を向上することがきわめて重要です。

中小企業庁では、そうした考えに基づき、「中小企業生産性向上プロジェクト」を取りまとめ、公表いたしましたので、以下にご紹介します。

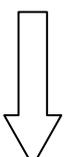
## 中小企業の生産性向上を応援します！

中小企業の「成長への道筋」を示し、各段階の取組を応援します！

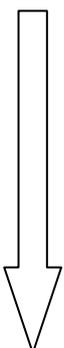
### 【ステップ1】経営を変える第一歩を踏み出しましょう。 ～経営の「見える化」を応援します～

- 
- (1) 財務の「見える化」をお手伝いします。(予算案記事参照)  
インターネットによる簡単記帳  
中小企業のIT化予算39億円 ほか
  - (2) 経営課題の「見える化」を応援します。  
全国300箇所の拠点で経営の悩みについて相談に応じます。  
資金、商品開発、取引拡大など、企業毎の経営課題を目に見える形にするお手伝いをします。
  - (3) 安心して経営に専念できるよう事業の承継に際しての問題等を解決します。
    - ( ) 事業承継問題を総合的に支援します。(予算案記事参照)
    - ( ) 企業の立て直しを請け負います。(予算案記事参照)

### 【ステップ2】下請事業者と親事業者の新たな関係を構築します。

- 
- (1) 下請いじめは許しません。(予算案記事参照)  
下請代金法を厳格に運用して、買い叩き等の違法行為を、厳しく取り締まります。
  - (2) 下請事業者と親事業者が共に栄えるような関係の構築を目指します。(予算案記事参照)  
下請事業者と親事業者のあるべき望ましい関係を示した下請適正取引ガイドラインの普及啓発を図ることにより、成果を共有できるような関係の構築を後押しします。

### 【ステップ3】経営を変えるための資金調達をお手伝いします。

- 
- (1) 小規模向けのマル経融資制度を拡充します。(予算案記事参照)  
小規模企業・個人事業者は、無担保・無保証人で、国民生活金融公庫から低利の融資を受けることができます。 ほか
  - (2) 様々な資金ニーズに応じます。  
手形割引に代わる手段として売掛債権を早期に現金化できるようお手伝いします。  
低額の保証料で保証の予約ができるようにします。 ほか
  - (3) 原油価格高騰・建築着工減少に対応しています。(予算案記事参照)  
信用保証協会では、別枠かつ割安な保証料で保証を受けられます。 ほか

## 【ステップ4】付加価値の源泉である人材の育成をお手伝いするとともに、 中小企業を外部の「チエ」とつなぎます。

- (1) 団塊世代の人材を地域・中小企業につなぎます。  
技術やノウハウを持っている全国の団塊世代の大企業人材が、地域・中小企業で活躍していただけるようお手伝いします。  
年間1万人の人材を中小企業につなぎ、新商品の開発やブランド戦略、販路の拡大、財務状況の改善など、中小企業が抱える課題を解決します。
- (2) ものづくり中小企業の人材育成を応援します。  
地域の中小企業と工業高校や高専をつなぎ、中小企業のものづくりを支える若手人材の育成をお手伝いします。  
中小企業の技術を学生に伝えるとともに、中小企業の若手技術者が新しい技術を学ぶ機会を提供します。

## 【ステップ5】「つながり」の強化により 新しい付加価値を生み出す挑戦を支援します。

- (1) 農林水産業と商工業をつなぎます。(「農商工連携」の促進)(予算案記事参照)  
新たな法的枠組みにより、税や低利融資等で、新商品開発等の皆様の取組を応援します。  
空き店舗を活用した農産物販売のアンテナショップ設置などにより、商店街の活性化を応援します。  
地域の知恵と工夫を活かした農商工連携を応援するため、中小機構は、地域中小企業応援ファンドに500億円の資金枠を準備いたします。
- (2) 地域の魅力ある商品等を内外のマーケットにつなぎます。  
各地域の農林水産品や、産地の技術、観光資源などの地域資源を活かした商品やサービスが、もっと売れるようお手伝いします。  
マーケティングやブランド戦略などの専門家によるきめ細かな相談、助成金・税制・低利融資などにより、各地域の知恵や工夫を応援し、5年間で1,000件の新事業創出をお手伝いします。  
・新しい商品の開発を、試作品開発への補助や展示会出展などで応援します。  
・商品のブランド化をお手伝いします。  
・販路開拓をお手伝いし、新しい市場につなぎます。  
・海外マーケットへの輸出もお手伝いします。
- (3) 新たな付加価値を生み出す技術の開発をお手伝いします。  
( ) 中小企業と大企業をつなぎ、ものづくり技術の高度化を支援します  
・めっき、鍛造、金型など製造業の国際競争力を支える中小企業の技術力強化を応援します。  
・大企業の商品開発と中小企業の技術をつなぎます。  
・自動車、情報家電など川下大企業の3~5年後の商品開発ニーズを踏まえた技術開発の方向性を示すとともに、大企業等と共同で行う研究開発を資金提供等によりお手伝いします。  
( ) 中小企業と「公設試験研究機関」の技術や知恵をつなぎます  
・地域の中小企業が社外研究所として活用できるお近くの「公設試験研究機関」を、是非ご利用下さい。
- (4) 商業・サービス産業の成長を支援します。  
製造業で培われた知恵やノウハウを、商業・サービス産業につなぎます。  
・「トヨタ生産方式」など効率化の取組のサービス産業への導入をお手伝いします。  
・全国の先進事例を「ハイ・サービス」として3年間で300紹介します。  
品質の見えないサービス産業の満足度や品質を「見える化」します。  
・お客様の満足度を測る指標を開発します。  
・質の高いサービスと低いサービスを差別化する仕組みを整備します。  
特に商業については、中心市街地の活性化やコンパクト・シティの推進、商店街向け支援策の活用により、引き続き強力に応援します。

### 「事業承継ガイドライン～中小企業の円滑な事業承継のための手引き～」について

中小企業庁では、事業承継問題に取り組むため、平成17年10月に関係士業団体や中小企業関係団体とともに、「事業承継協議会」を設立し、中小企業の事業承継円滑化に向けた総合的な検討を行ってまいりました。平成18年6月には、同協議会で、中小企業の円滑な事業承継のための手引きである「事業承継ガイドライン」が策定・公表されました。今回は、親族内で承継する場合の具体的な対策の実行についてご紹介します。（以下、事業承継協議会ホームページより抜粋。）

#### ～承継方法ごとの具体的な対策の実行～

##### (1) 従業員等への承継・外部から後継者を雇い入れる場合

###### 【従業員等への承継・外部からの雇い入れの特徴】

親族外承継(全体の4割)のうちの多くを占めると考えられる従業員等への承継では、後継者の株式買取資金や、個人保証等が障害となる。

###### 従業員等への承継のパターン

共同創業者、専務等番頭格の役員、優秀な若手経営陣、工場長等の従業員、等が後継者候補。将来のオーナー経営者の子息等への中継ぎとして、一時的に従業員へ承継されることもある。

###### 外部からの雇い入れのパターン

取引先の企業や金融機関から後継者を招く場合が多い。

###### 【関係者の理解・後継者教育】

基本的には親族内承継の場合と同様だが、関係者の理解により多くの時間がかかる可能性もあるため、注意が必要。

現オーナー経営者の親族や中継ぎ的な経営者の意向は特に確認しておくべき。

###### 《関係者の理解に向けた有効な方策》

事業の継続性を保つため、事前に経営理念や経営計画を明確化し、社内公表する。

後継者候補が事前に一定期間役員等として社内で活動する。

事業承継後も、現オーナー経営者が会長職から一定期間後継者をサポートする。

###### 【株式・財産等の分配】

後継者には、現オーナー経営者が保有する株式を買い取る資力がないことが多いが、後継者の経営に配慮し、一定程度の株式を後継者に集中すべき。

現オーナー経営者の要請に応じて、ネクサス1月号『「事業系ガイドライン」について～第2回～』でご紹介しました会社法の各種手法が活用可能。

後継者に株式買取資金がない場合でも、MBOが利用できる場合がある。

###### 会社法の各種手法の活用例

拒否権付種類株式(黄金株)を発効して重要事項についての拒否権を現オーナー経営者が保持しつつ、後継者に株式の大部分を贈与・譲渡する。

議決権のある普通株式を後継者に取得させて経営権を集中しつつ、議決権制限株式を経営者の親族に相続させて配当等の財産権を残す。

###### MBO(Management Buy-Out: マネージメント・バイ・アウト)

会社の経営陣(マネージメント)が、株式を取得して経営権を取得する手法。株式買取資金については、経営陣の能力や事業の将来性を担保として、金融機関の融資や投資会社の出資等を受けられる場合もある。

【個人保証・担保の処理】

現オーナー経営者の個人保証について、後継者も連帯保証人に加わることを求められる場合がある。

現経営者は、事業承継に向けて債務の圧縮に努めるとともに、金融機関との交渉や、後継者の負担に見合った報酬の確保の措置等の配慮が必要。

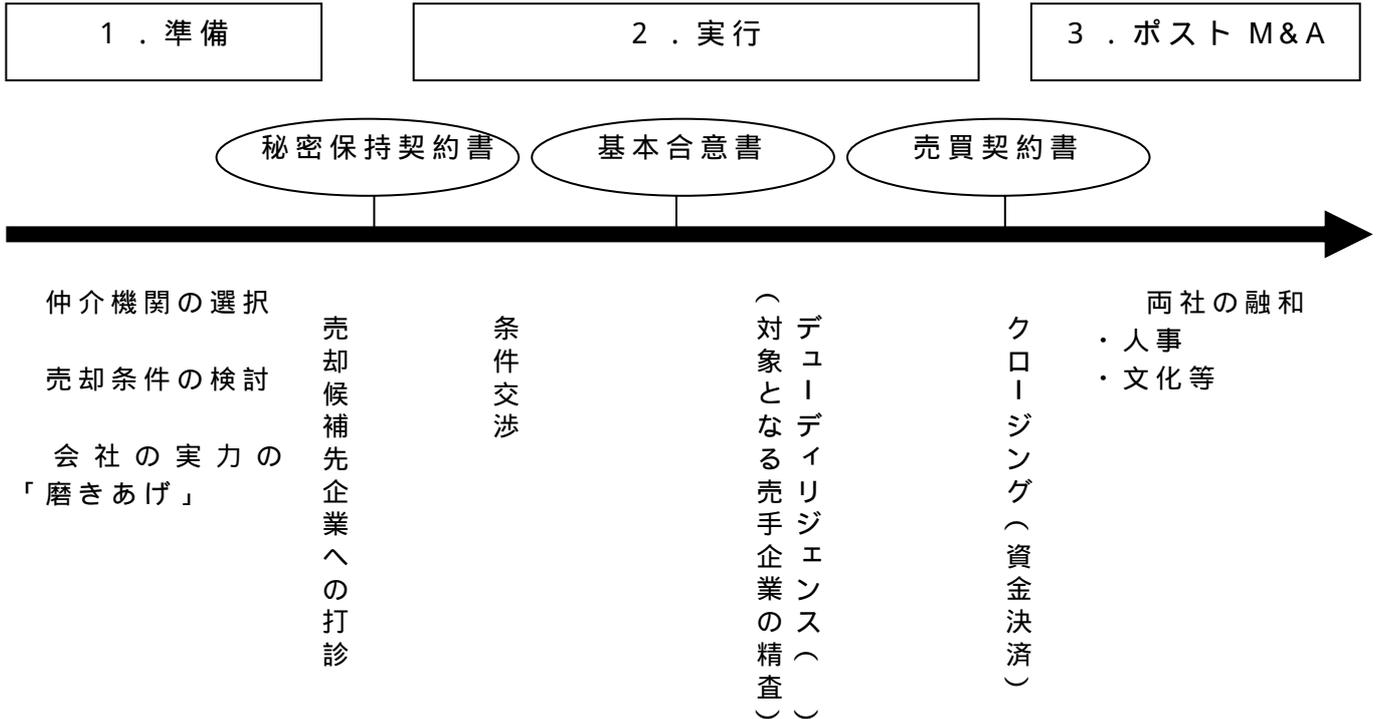
(2) M & A を検討する場合

【M & A の特徴】

M & A とは、合併 (Merger) と買収 (Acquisition) を意味する言葉。近年では、中小企業における M & A の件数は増加している。

【M & A の手続と注意点】

手続の流れは概ね以下のとおり。



**デューディリジェンス：**  
 デューディリジェンスとは、買い手企業が弁護士・公認会計士等の専門家に依頼して行う売手企業の精査のこと。法務、財務、事業等多様な面からチェックを行います。  
 例) 回収不能債権がないか？ 債務保証等簿外債務がないか？ 等

M & A の検討段階においては、社内・社外に対する秘密保持が重要。一方、買い手企業に対しては、自社の都合の悪いことでも「隠し事をしない」ことが大切。

【会社の実力の「磨きあげ」】

「売れる」会社とするためには、会社の実力の「磨きあげ」が重要。

現時点で会社を売却した場合の価格の目安を試算し、企業価値を向上するための指標とすることが有効。

《会社の実力の「磨きあげ」を行う際のポイント》

- 業績の改善・伸長、無駄な経費支出の削減
- 貸借対照表のスリム化、オーナーと企業との線引きの明確化
- セールポイントとなる会社の「強み」を作る
- 無形資産の重要性 (優良な顧客、ブランド価値やイメージ等)

-平成20年度中小企業税制改正のポイントについて-

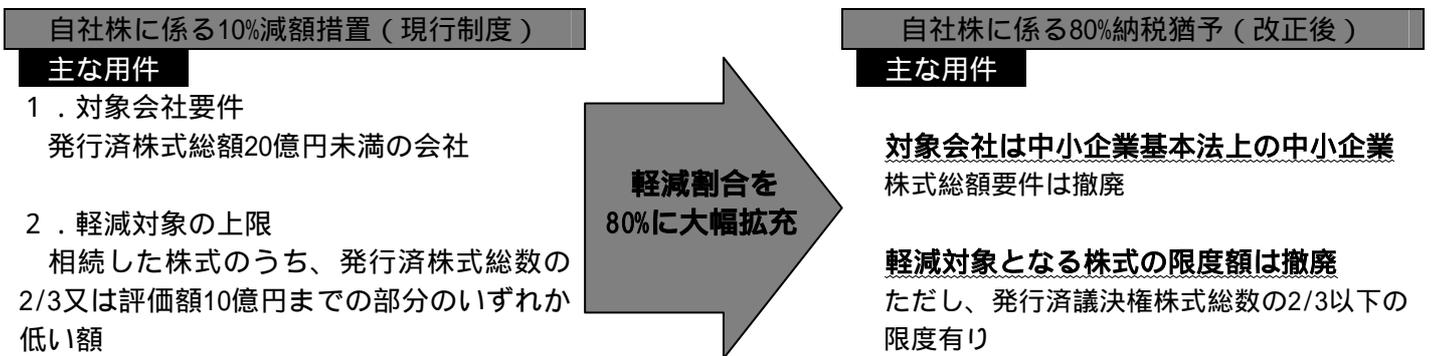
1. 中小企業事業承継税制の抜本的拡充

(1) 中小企業事業承継税制の抜本的拡充

事業承継の際の障害の1つである相続税負担の問題を抜本的に解決するため、非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充するとともに、対象を中小企業全般に拡大。なお、本制度は、平成21年度改正で創設し、事業継続円滑化法（仮称）の施行の日（平成20年10月予定）以降の相続に遡って適用する。

事業承継税制の抜本拡充は、単に事業承継の円滑化を実現するのみならず、事業継続要件の設定により、真の意味で地域の雇用確保、更には経済活力の維持に向けた特効薬となる。

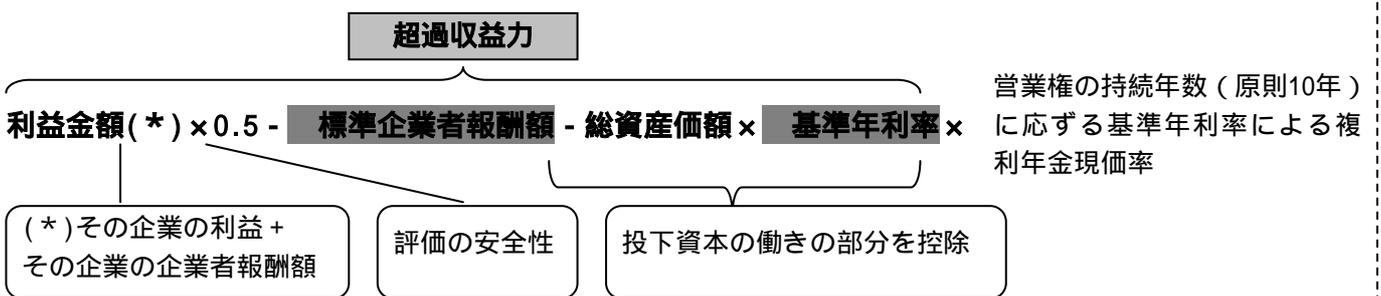
改正の概要



(2) 非上場株式における営業権の評価の改正

中小企業の事業承継における非上場株式の適正な評価に資するため、非上場株式を純資産価額方式により評価する場合に計上される営業権の評価について、次のとおり見直されます。

営業権の評価方法（算式）



改正の概要

標準企業者報酬額...実態調査結果に基づいて改訂

現行（抜粋）		➔ 引上げ	改正後（抜粋）	
利益金額	標準企業者報酬額		利益金額	標準企業者報酬額
5,000万円	850万円（17%）		5,000万円	2,500万円（50%）
1億円	1,000万円（10%）		1億円	4,000万円（40%）
5億円	5,000万円（10%）	5億円	1億円（20%）	

基準年利率... 国債利回りを基にしたものから企業の収益率を基にしたものに見直し

現 行	引上げ	改正後
基準年利率（国債の利回り） 2%		総資産利益率（利益÷総資産） 5%

## 2 . 中小企業の生産性向上・成長の底上げ

### ( 1 ) 中小企業投資促進税制の延長、情報基盤強化税制の延長・拡充

中小企業を始めとした戦略的な IT 投資の加速等を図り、日本経済の生産性向上・成長の底上げを牽引することが不可欠。

中小企業向けの情報セキュリティ強化ソフトウェアや高度な IT 利活用を実現するための連携ソフトウェアの追加等を行った上で情報基盤強化税制を延長するとともに、中小企業投資促進税制を延長する。

#### 改正の概要

##### 『中小企業投資促進税制』 2年間延長

中小企業の IT・ソフトウェア等への投資に対する特別償却 30%又は税額控除 7%を選択適用。

##### 【対象投資】

全ての機械・装置、 器具・備品（電子計算機、デジタル複合機） 一定のソフトウェア 等

##### 『情報基盤強化税制』 2年間延長・拡大

2年間延長（情報セキュリティ強化のための投資に対する特別償却 35%又は税額控除 7%を選択適用。）

中小企業を中心に拡充

取得価額の最低限度を大幅引下げ（300万円以上 70万円以上）

部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアを支援対象に追加

SaaS・ASP（ ）事業者が適用対象となることを明確化

（注意）資本金10億円以上の企業については、一定の取得価額上限を新たに設定。

（ ）SaaS(Software as a Service)、ASP(Application Service Provider)...インターネット経由で情報処理を行うサービス

### ( 2 ) 少額減価償却資産の特例の延長

小規模企業を中心にパソコン等の生産性向上に寄与する投資の促進に効果を有し、中小企業の事務負担の軽減に資する少額減価償却資産の特例の適用期限を2年間延長する。

#### 改正の概要

資本金1億円以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入（即時償却）を認める制度（本則は10万円未満）の適用期限を2年間延長する。

少額減価償却資産の償却方法	
取得価額	償却方法
30万円未満	全額損金算入（即時償却）
20万円未満	3年間で均等償却（残存価額なし）
10万円未満	全額損金算入（即時償却）

合計で 300万円まで

中小企業者等のみ  
その他

## 平成 20 年度中小企業対策関係予算案の概要について

中小企業庁より平成20年度の中小企業対策関係予算案が公表されました。ここでは、その主なものを紹介します。

## 平成20年度予算案（経済産業省）

平成 20 年度予算案	平成 19 年度予算	対前年増減
1,304 億円	1,260 億円	+ 44 億円

（主な予算項目）

- ・「農商工連携」の促進（103億円）
- ・「頑張る小規模企業応援プラン」の推進（90億円）
- ・事業承継の円滑化（25億円）
- ・資金調達の円滑化（207億円）
- ・下請適正取引等の推進（6億円）
- ・地域中小企業の再生支援強化（45億円）

## 重点項目 . 付加価値の創造

## 「農商工連携」の促進 産業の壁を取り払い地域を活性化！【103 億円（新規）】

1. 地域産品による新商品開発等の支援
  - ・地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等）を活用した新事業や、農水産品を原材料として活用した新商品の開発等を支援します。
2. IT活用による生産性向上・販売促進
  - ・中小企業者・農業者がIT経営の実践を進めるための取組を支援するほか、直販サイトの立ち上げや電子タグなどを活用した生産・流通の効率化に向けた取組を支援します。
3. 地域産品の輸出促進
  - ・地域産品の輸出促進のため、品目別輸出会議の開催、主要輸出市場における調査等を実施します。
4. 農商工連携に関する新規立法措置（法案提出予定）
  - ・中小企業者と農林漁業者とが連携して行う新事業活動を支援するため、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案（仮称）を提出します。
  - ・農商工連携型の企業立地を促進するため、企業立地促進税制の対象業種に食料品製造業等を追加するなどの支援策の拡充を行い、企業立地促進法の改正案を提出します。

「農商工連携」の成功事例  
- 農場ごとに最適な肥料・農薬を -  
(IT活用による経営効率化)

農業者とIT会社が連携  
ITを活用して、土壌分析や気象情報に基づき、農場毎に最適な肥料・農薬の選定や適量の施肥が、可能になった。

## 重点項目 . 経営力の向上

## 「小規模事業者のサポート充実」 頑張る小規模企業応援プランを推進【90 億円（新規）】

1. 財務会計の整備支援
  - ・ITを活用して、小規模事業者が記帳を行い、経営力の基礎である財務会計を整備できるよう支援します。
  - ・財務状況や経営課題を明確化し、さらなる経営支援に活用します。

## 2. マル経融資の迅速化等

- ・財務会計を整備した小規模企業に対して、国民生活金融公庫によるマル経融資の迅速化、その他国民生活金融公庫融資の迅速化を行います。
  - 経営指導期間（原則6ヶ月）の短縮
  - 審査会の省略（最大1ヶ月程度の短縮）
- ・マル経融資制度の利便性を向上すべく、制度改正を行います。
  - 対象業種を生活衛生関連業種（ ）に拡大
    - （ ）飲食店、理美容、旅館、クリーニング等
  - 貸付限度額550万円を1,000万円に拡大（現在は、平成19年度まで（1年間）の特例として本枠550万に加え、別枠450万が設定）
  - 貸付期間を延長（運転資金4年 5年、設備資金6年 7年）

## 3. 全国の拠点できめ細やかな経営支援

- ・全国に300箇所、先進的な経営支援を行うモデル拠点を整備します。
- ・拠点には、コーディネーターを配置し、各分野の専門家を企業に派遣するなど、IT化や販路拡大等小規模企業が直面する経営課題に、きめ細かく対応します。

## 事業承継の円滑化 自社株式の相続税負担を大幅に軽減！【25億円】

### 1. 事業承継税制の抜本拡充

- ・自社株式の相続税の特例措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充します。
- ・5年間、雇用を確保しつつ事業を継続し、その後、株式保有を継続すれば、最終的に納税が免除されます。
- ・中小企業全般が対象です。現行制度のような株式総額要件はありません。中小企業基本法上の中小企業が対象です。
- ・新たな制度は、2008年の秋から実施される予定です。

### 2. 専門家のサポート・融資制度の拡充

- ・全国100箇所に「事業承継支援センター」を開設します。センターでは、開廃業マッチング支援を始め事業承継に関するあらゆる問題について、弁護士を始めとする専門家がサポートいたします。
- ・事業承継を支援する融資制度も拡充します。親族内承継、親族外承継を問わず、様々な事業承継の資金ニーズに対応できるようになります。

### 3. 事業承継円滑化のための新規立法の制定

- ・事業承継を円滑化するための総合的かつ包括的な新規立法を次期通常国会に提出します。
- ・新法には、現経営者が後継者へ自社株式を円滑に承継することを可能にするための民法の特例や、事業承継時の金融支援、税制上の措置の枠組みといった内容を盛り込みます。

## 重点項目 事業環境の整備

## 資金調達円滑化 【207億円】

## 原油高騰・建築着工減への対策 関連中小企業者の取組をサポート

### （金融対策）

- ・政府系中小企業金融機関によるセーフティネット貸付や信用保証協会のセーフティネット保証を実施しています。
- ・政府系中小企業金融機関や信用保証協会に係る既往債務については、個々の中小企業者の実情に応じて、返済条件の緩和を行っています。
- ・建築関連におけるセーフティネット保証の対象業種については、11月27日に、関連15業種の追加を行い、影響の広がりを踏まえ、12月18日に、新たに20業種（左官工事業、電気工事業、管工事業等）を追加しました。

### （下請適正取引等の推進）

- ・原油高によるコスト増の転嫁を不当に妨げる買いたたき等の下請代金法違反行為に対して、検査を積極的に実施し、厳正に対処します。
- ・原油高に伴う下請事業者への配慮等を、関係事業者団体等に要請しています。

## (特別相談窓口)

- ・政府系中小企業金融機関、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、各経済産業局に特別相談窓口を設置し、相談に応じています。

## 金融サポートの充実 中小・小規模企業を応援！多様な資金ニーズにも対応！

1. マル経融資の迅速化・利便性向上
  - ・小規模事業者のサポート充実と同様の対策
2. 売掛債権の早期現金化支援
  - ・手形取引が減少する中で、運転資金不足を克服できるよう、事業者が売掛債権を早期に現金化できるよう支援する制度を新設します。
3. 予約保証制度の創設
  - ・急な資金ニーズに対応できるよう、保証枠を予め確保する予約保証制度を創設します。
4. 新規立地・企業再建に対する低利融資
  - ・中小企業の新規立地に対する低利融資制度を創設します。 最優遇金利から更に0.4%引き下げ
  - ・中小企業の企業再建に対する融資の金利を引き下げます。

## 下請適正取引の推進 下請適正取引推進センターを全国に整備 【6億円】

1. 下請適正取引推進センター（仮称）の整備
  - ・中小企業者の「駆け込み寺」機能を持つ「下請適正取引推進センター（仮称）」を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を行います。
2. 取締りの強化、体制の充実
  - ・12月11日、下請代金法違反の疑いのある行為に関する積極的な情報提供を促すべく、日本商工会議所等に対して、公取委事務総長と中企庁長官の連名で要請を行いました。
  - ・検査体制を強化し、事業者に対する書面調査を増大する等、下請代金法違反事件処理体制を強化します。
3. 原油等の価格上昇分の転嫁に関する周知徹底
  - ・11月27日、親事業者及び関係事業者団体等に対し、原油上昇に伴う下請事業者への配慮等を行うよう、経産大臣及び関係大臣から要請を行いました。
  - ・12月12日、トラック運送業対策として、十分な協議による運賃改定の必要性等、下請・元請・荷主における適正取引推進のための緊急要請を全国の経済団体等に対し行いました。（国交大臣と経産大臣の連名等）

## 地域中小企業の再生支援の強化 中小企業再生支援協議会を機能強化！ 【45億円】

1. 中小企業再生支援協議会の機能強化
  - ・発足以来、約13,000社の相談に応じ、約1,600件の再生計画策定支援を完了し、10万人以上の雇用を確保する等、着実な実績を積み上げてきた協議会の機能を更に強化し、本格化する地域中小企業の再生ニーズに対応します。
2. 協議会の案件対応能力の向上
  - ・協議会の体制を強化し、案件対応能力を向上させます。
    - 常駐専門家の増員（200人 300人）
    - 弁護士会、公認会計士協会、税理士会、中小企業診断協会等とのネットワークを強化
    - デューデリジェンス（財務調査、事業性分析等）費用の助成拡大
3. 各協議会の活動支援の強化
  - ・中小企業再生支援全国本部の支援体制を拡充し、各協議会の活動支援を強化します。
    - 常駐専門家の増員（5人 20人）
    - 2,000人規模の専門家データベースを整備
4. 信用保証協会との連携
  - ・再生局面において主債権者となるケースが多い信用保証協会と再生支援協議会との連携を強化するとともに、信用保証協会の再生支援機能を充実します。



### 景況の停滞感続く(平成 19 年 12 月)

#### <全体の概要>

前月と同様に、燃料小売業等非製造業の一部業種で販売価格の上昇がみられたものの、そのほとんどは収益性の改善には結びついていない。また、その他の多くの業種では、消費の抑制、公共工事や新設住宅着工戸数の減少等により売上高が減少した一方、燃料や原材料価格の高騰、困難な価格転嫁等により収益性の悪化が目立っており、県内中小企業の経営環境は依然厳しい。

#### <主な業界及び地域組合等の動向>

##### パ ン 製 造 業

年末繁忙期と重なったため、既に諸材料の値上げ請求があった中でも、販売価格を変えられない店が多い。今後の再値上げ予告の中でも、同様に値上げに踏み切れない店は多い見込み。しかし、年が変わった時点で、値上げせざるを得ない状況である。

##### 漬 物 製 造 業

歳末商戦は、チラシ取りも各社順調に進んだ様に見受けられたが、包装資材・添加物等値上がりしている中、安値での納入の為、収益は落ち込みを見せた。また、ギフト商品も荷動きが悪く、全体として、盛り上がりには欠ける年末であった。

##### 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業

荷動きは、現場納入分の売上は非常に少なく、逆に県南地区で、初売りセール用の商品仕入れが多く占めた。売上高は、昨年対比 15%減と依然低調で、やはり、新築住宅物件が少ない。リフォーム物件だけでは、全体をカバー出来ない。

##### 印 刷 ・ 同 関 連 製 造 業

12月は年賀状の印刷があるが、年々減少している。パソコンの普及により、各自印刷している他、eメール挨拶等も影響していると思われる。

##### 盛 岡 水 産 物 卸 売 業

12月の水産物取扱高は取扱量で 2,150 トン(前年同月比 0.2%増)。取扱金額では 2,338 百万円(前年同月比 1.0%減)となり、ほぼ前年並みの取扱となった。

##### 食 肉 小 売 業

飼料穀物の値上げ等により、仕入れ値が高騰傾向にあるが、なかなか販売価格を調整することが出来ず、苦慮している。

##### 商 店 街 ( 久 慈 市 )

12月とは言え、冷えびえした本商店街には、年末の賑わいは無い。まさに、本年の総決算の街の表情であった。

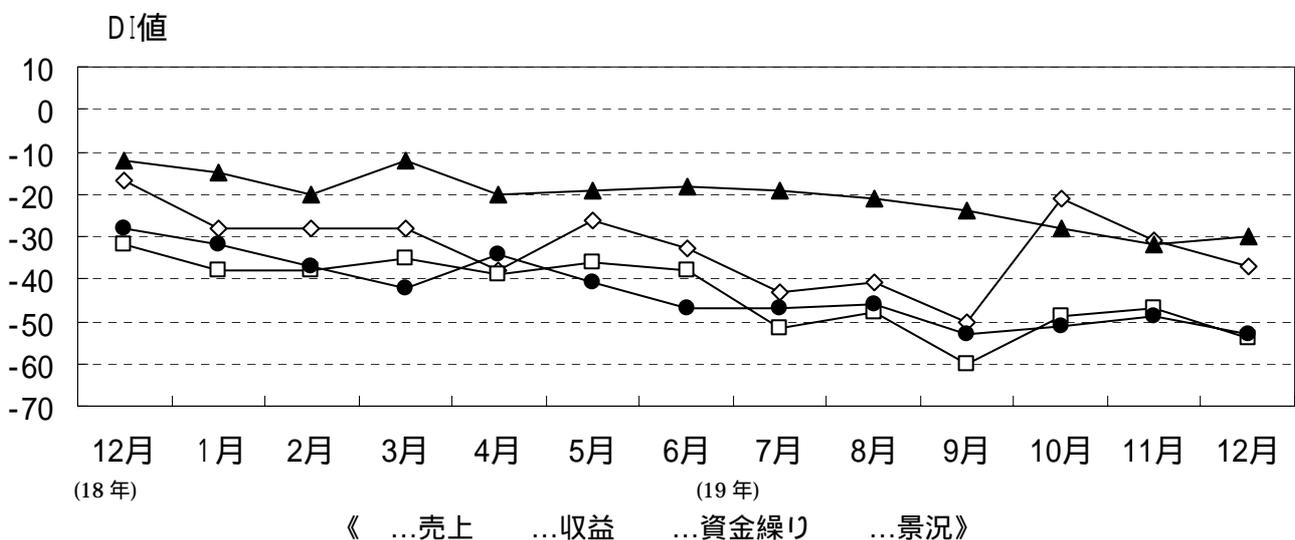
##### 板 金 工 事 業

原油の値上がりから、相変わらずカラー鉄板の値上がりが止まらず、また、住宅着工数が相変わらず少ない。一方、毎月の経費は当たり前にかかるため、かなり冷え込んだ状況にある。

##### 道 路 貨 物 運 送 業

燃料価格が過去最高となり、更に経営を圧迫している。政府は、昨年末に、高速道路通行料金の深夜割引幅を「3割から4割」に引き上げるとしているが、運送業界において、どれだけの効果が期待できるか疑問である。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ (H18年12月~H19年12月)



**～ 講習会開催のご案内 ～**

**組合決算講習会**

日 時：平成 20 年 3 月 5 日（水） 13:30～  
 場 所：岩手県自治会館（盛岡市山王町 4 番 1 号 : 019-622-6171）  
 講 師：税理士 小野寺 孝一 氏  
 テーマ：「組合決算の手続きと留意点」



**組合自治監査講習会**

日 時：平成 20 年 3 月 17 日（月） 13:30～  
 場 所：アイーナ いわて県民情報交流センター（盛岡市盛岡駅西通一丁目 7 番 1 号 : 019-606-1717）  
 講 師：公認会計士 遠藤 明哲 氏  
 テーマ：「組合のための会計監査の進め方」

上記 2 研修会に関するお問合わせにつきましては、本会連携支援部までお願いいたします。

いわて食料産業クラスター協議会より

**「地域食品開発セミナー」開催のご案内**

いわて食料産業クラスター協議会では、岩手県内で生産される農林水産物及びこれらを素材にした製品、商品等の総合的な価値の創造、供給体制を構築するために産学官連携による食糧産業クラスターを形成し、岩手県における農林水産業及び食品産業の振興と地域経済の発展に寄与することを目的に活動を行っております。

この度、産学官連携による地域の食料産業クラスターの形成を促進するため地域食品開発セミナーを以下のとおり開催することと致しました。

日 時：平成 20 年 3 月 10 日（月） 13:30～17:00  
 場 所：ホテルルイズ（岩手県盛岡市盛岡駅前通 7-15 : 019-625-2611）  
**開催内容：**

- 地域食品開発セミナー**
- 講演 1 「商品力を高める-あきらめない・妥協しない商品開発-」  
 講師：岩手大学農学部准教授 三浦 靖 氏
  - 講演 2 「岩手の食文化を食品開発のエッセンスに」  
 講師：岩手大学教育学部教授 菅原 悦子 氏
  - 講演 3 「食品産業・観光産業・農水業との連携による地域食品の作り方」  
 講師：観光カリスマ工藤事務所所長 工藤 順一 氏

**申込方法：**所要の参加申込書にご記入の上、いわて食料産業クラスター協議会（FAX:019-624-1266）までお申込ください（**申込締切 3月7日(金)**）

詳細につきましては、いわて食料産業クラスター協議会事務局（本会内 担当：於本）までお問合わせ願います。

**主要日誌（1月1日～1月31日）**

関係機関・団体主催行事への出席等	
1/11	いわて起業家サポーターネットワーク会議 花巻市空き店舗出店審査委員会
1/15	国民体育大会岩手県準備委員会設立総会及び第 1 回総会
1/16	いわて希望ファンド説明会
1/18	岩手県分権推進会議 留学生インターンシップ説明会
1/21	事業承継シンポジウム
1/23	第 2 回商店街ネットワーク会議
1/23	ものづくりフロンティア戦略フォーラム in 三陸
1/25	県央地場産業振興研究会
1/29	海外特許権研修会
1/30	中心市街地活性化シンポジウム 緑の募金運営協議会 盛岡商工会議所産業育成特別委員会 岩手県ひとり親家庭等自立促進対策連絡会議
1/31	貸付審査委員会